

## 訪問介護

### 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（下記の料金表）の9割が介護保険から給付されますので自己負担分は1割となります。

但し、平成27年8月1日から利用者のうち、第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合は、利用料の8割が介護保険から給付されますので自己負担分は2割となります。

何れの場合も、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

（基本料金表）

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上1時 間30分未満	1時間30分以上
	1,650円	2,450円	3,880円	5,640円	5,640円に30分 増すごとに+800円
生活援助	20分以上45分未満			45分以上	
	1,830円			2,250円	
身体・生活	身体介護に引き続き生活援助を行った場合、所要時間が 20分から起算して25分増すごとに+670円（2,010円を限度）				
初回加算	2,000円				
緊急時対応加算	1,000円				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に加算率（8.6%）を乗じた単位数で算定				
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の 実施地域を超えて指定訪問介護を行った場合は、1回に つき所定単位数の100分の5に相当する単位数を算定				

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた時間が基準となります。

※ 利用料に関しては、介護報酬の見直しにより利用料負担額が変更になる場合がありますが、その際には事前にお知らせします。